

【ポスター発表】

介護サービスの情報公表制度の現状と課題

- A 県 B 市における質問紙調査の自由記述結果より -

聖隷クリストファー大学 落合克能 (007083)

キーワード：高齢者福祉、介護福祉、介護保険制度

1. 研究目的

「介護サービスの情報公表制度」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組みとして、2005年に創設された。本制度は、利用者にとってすべての介護サービス事業所の比較検討が可能となる“介護授業所を選択する際に有効な情報を提供するシステム”として誕生し、本制度開始に伴い一定の条件を満たす全ての介護サービス事業所は、本制度の情報公表システムによる情報公表の義務を負うこととなった。

しかし、本制度、特に調査員による実地調査を行った上で公表される調査情報に関しては多くの批判もあり、2011年度より、実地調査による事実確認は都道府県の任意とする方向性(実質的廃止)が打ち出されている。

本研究は、このような状況にあるとはいえ、全国的に統一された情報公表システムがより有効に機能するために、選択する側(利用者、介護支援専門員)の視点、選択される側(介護サービス事業所)の視点で本情報公表システムを検証することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

A 県指定情報公表センターが 2009 年度事業として実施した、介護サービス情報の公表制度の利用実態調査(A 県 B 市)において収集したデータのうち「自由記述」に関して K J 法を参考に質的分析を行った。

本調査は、A 県 B 市において在宅サービス利用者 230 人、家族 152 人、老人クラブ 113 人、介護支援専門員 149 人、事業所職員 248 人に対して実施されたもので、回収率は、利用者 82%、家族 73%、老人クラブ 100%、介護支援専門員 89%、事業所職員 91%であった。自由記述に関しては、12 項目の設問の最後に設けられ、回答者数は、利用者 10 人、家族 26 人、老人クラブ 19 人、介護支援専門員 70 人、事業所職員 80 人であった。

3. 倫理的配慮

本調査は無記名自記式の調査であり、倫理的配慮として調査票に、参加は自由意思であること、個人が特定されないよう処理されること、研究以外の目的で使用しないことなどについて記述された。

4. 研究結果

本研究により、介護サービスの情報公表制度がより有効に機能するために、以下の1)から6)に関して検討して行く必要があることが示唆された。

- 1) 情報公表制度そのものの認知度を上げる必要性
- 2) 情報公表媒体に関して検討する必要性
- 3) 公表情報の活用(利用者自身による事業所評価)支援の必要性
- 4) 公表情報の精度を上げる必要性
- 5) 公表情報の項目内容を吟味する必要性
- 6) 利用者の評価を反映する必要性